

合併後の長島町

長島地区合併協議会で合併前に協議された事項については、「長島地区合併協議会だより」で町民の皆さまにお知らせしてきましたが、新町が発足してから協議された事項などについては、今後、『広報ながしま』で報告していきます。

総務課 合併対策係 内線 1219

合併浄化槽の自己負担額 旧東町区域も旧長島町区域に統一

2町が合併して新「長島町」が誕生しましたが、合併浄化槽の自己負担額については、旧町それぞれ差異がありました。

これまで旧東町区域は、合併浄化槽設置事業、旧長島町区域は、浄化槽市町村整備事業で実施してきましたが、自己負担額については格差があり、長島地区合併協議会でも合併後に調整することになっておりました。このため、合併特例債を適用し、旧東町区域の自己負担額を旧長島町区域の負担額に合わせることにし、さらに、専用住宅以外に浄化槽を設置する場合にも同様の扱いとなりました。なお、合併特例債で浄化槽整備をしますと、事業費の約66・

5%を地方交付税に参入（国に返さなくても良い借金）でき、町の負担額が大幅に削減されることから、町では、合併特例債が適用できる10年間で、浄化槽設置をお願いします。

詳しくは、役場水道課（内線2131）へお問い合わせください。

浄化槽設置工事費と自己負担額の例

旧東町区域

	調整後負担金	調整前負担金
5人槽の場合		
標準工事費	861,000円	861,000円
自己負担額	170,000円	429,000円
	※ 259,000円の軽減	
7人槽の場合		
標準工事費	1,038,000円	1,038,000円
自己負担額	200,000円	534,000円
	※ 334,000円の軽減	
10人槽の場合		
標準工事費	1,352,000円	1,352,000円
自己負担額	250,000円	725,000円
	※ 475,000円の軽減	

旧長島町区域の自己負担額に、変更はありません。